

清須市子育て世代包括支援センター（案）

1. 根拠

改正母子保健法（本年4月1日施行）により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、市町村は同センターを平成32年度末までに設置するよう努めなければならないこととされた。

2. 目的

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。

3. 対象

主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者（実状に応じて18歳までの子どもとその保護者も対象とする）。

4. 概要

平成29年4月 基本型「子育てコンシェルジュ」開設（子育て支援課）

平成30年度 母子保健型開設予定（健康推進課）

基本型と母子保健型を一体的に実施し「子育て支援サービス」と「母子保健サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。

5. 内容

【現在の体制】

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。

【開設後】

- ・すべての妊産婦の状況を把握し、必要な支援を切れ目なく提供【拡充】
継続して把握、相談、情報提供、助言、支援プランの策定
- ・関係機関の連携調整【拡充】
- ・総合的支援体制の構築【新規】
産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）
産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）
（例）指定医療機関、助産師訪問等